

令和元年

第1回市議会臨時会 議案第4号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月21日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度および令和2年度」に、「33,810円」を「28,170円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度および令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,950円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度および令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,470円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い所得の少ない第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和元年度および令和2年度の保険料率を定め、および規定を整備するため